住所　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉150番地16
李理恵　昭和45年1月30日生
住所　大阪市生野区桃谷5丁目11番26号
李優一郎　平成3年2月22日生
住所　秋田市泉中央3丁目12番1号
曹美智子　昭和39年1月16日生
住所　大阪府大東市三住町1番28号
孫貴南　昭和27年7月29日生
住所　福岡市中央区平尾2丁目3番28―202号
金加代子　昭和50年8月14日生
住所　北九州市門司区清滝1丁目3番1号
張梨花　昭和60年12月5日生
住所　東京都葛飾区亀有5丁目20番5号
李康満　昭和48年2月27日生
住所　東京都北区赤羽2丁目30番5―301号
ミチコ・カセ・ロペス　平成元年2月21日生
住所　静岡市葵区羽鳥1丁目13番36号
金紘永　昭和56年8月2日生
住所　東京都町田市高ケ坂1763番地1
林秀樹　昭和44年5月23日生
住所　千葉県我孫子市新木野3丁目26番11号
金喜秀　昭和15年10月10日生
住所　千葉市美浜区浜田1丁目3番地
李美和　昭和51年6月2日生
住所　東京都荒川区東日暮里3丁目39番3―204号
崔伽椰　昭和60年9月20日生
住所　東京都荒川区東日暮里3丁目39番3―204号
崔宗玄　昭和59年1月9日生
住所　神戸市中央区東雲通5丁目4番6号
高茂明　昭和34年2月3日生
住所　滋賀県大津市滋賀里3丁目27番1―405号
黄宏美　昭和58年3月26日生
住所　大阪市生野区桃谷3丁目3番7号
申幸枝　昭和62年7月27日生
住所　大阪市淀川区木川東2丁目17番1号
金由貴　昭和60年4月24日生
住所　大阪市城東区鴫野西1丁目7番22号
梁愛莉　昭和37年11月7日生
金舜　平成3年11月5日生
金卓　平成6年12月14日生
金燦　平成9年12月9日生
住所　大阪市北区豊崎6丁目10番8―204号
金正吉　昭和51年1月5日生
陳忍　昭和50年10月16日生
金璃穂　平成21年11月13日生
住所　大阪市北区中崎西1丁目1番7―1006号
徐貞玉　昭和22年1月3日生
住所　埼玉県和光市広沢2番2号
李昇炫　昭和51年12月30日生
住所　長崎市大手2丁目8番17号
吳洋平　平成元年12月13日生
住所　仙台市泉区北中山2丁目41番地8
金明美　昭和41年4月17日生
住所　岡山市北区宿1324番地7
卞順子　昭和23年2月24日生
張聖子　昭和54年6月19日生
張健次　昭和56年11月30日生
住所　岡山県赤磐市桜が丘東4丁目4番地395
張和則　昭和50年8月27日生
住所　東京都港区南麻布2丁目9番17号
周眞司　昭和38年12月7日生
住所　滋賀県高島市安曇川町常磐木1116番地1
李裕一郎　昭和62年10月8日生
住所　福岡市城南区七隈7丁目38番32号
陳光明　昭和53年12月4日生
住所　愛知県豊川市南大通6丁目8番地
鄭昌伸　昭和49年8月28日生
住所　浜松市中区高丘北3丁目7番5号
禹星枝　昭和16年7月20日生
住所　東京都台東区入谷1丁目3番4号
孫錫光　昭和60年5月30日生
住所　東京都江戸川区篠崎町3丁目23番29号
金泰子　昭和46年5月15日生
住所　東京都足立区保木間5丁目13番9―203号
金用麗　昭和49年10月7日生

○外務省告示第百六十四号

今般、看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年六月十七日に効力を生ずる。

平成二十四年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千八年十二月二十五日に署名され、二千九年十月一日に効力を生じた経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「JVEPA」という。）第七十九条及び附属書七第一部Bの規定に従い日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）政府の代表者との間で行われた最近の協議に言及する光栄を有します。本大臣は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

I

1　日本国において看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するベトナムの自然人の入国及び一時的な滞在

附属書1に定める要件を満たすベトナムの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、2に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　国家試験に合格することにより日本国の法令に基づく看護師（以下「日本国の看護師」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i)　(ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii)　病院における日本国の看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動。ただし、当該活動が日本国の法令に基づいて当該病院を設立している日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限る。）との間の雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

(b)　国家試験に合格することにより日本国の法令に基づく介護福祉士（以下「日本国の介護福祉士」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i)　(ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii)　介護施設における日本国の介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動。ただし、当該活動が日本国の法令に基づいて当該介護施設を設立している日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限る。）との間の雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

(c)　国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i)　(ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii)　日本国の法令に基づいて日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限る。）によって設立された日本国の介護福祉士の養成のための施設における養成を通じた必要な知識及び技術を修得する活動。ただし、当該活動が当該養成のための施設への入学の許可に基づいて行われること及び当該養成のための施設における養成の課程の期間が四年を超えないことを条件とする。

注釈　日本国政府は、(a)から(c)までに規定する活動について、様式その他の関連する情報をベトナム政府に対し通報する。

2　1に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国政府は、一年間の滞在を許可する。この期間は、

(a)　1(a)の場合には、一年ずつ二回に限り更新することができる。

(b)　1(b)の場合には、一年ずつ三回に限り更新することができる。

(c)　1(c)の場合には、1(c)(ii)に規定する養成のための施設における養成の課程の修了のために必要な期間まで更新することができる。

3　(a)　次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより日本国の看護師としての資格を与えられたベトナムの自然人については、日本国における一時的な滞在の間に日本国にある公私の機関との間の雇用契約に基づいて日本国の看護師として業務に従事するため、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(i)　1(a)の規定に基づく一時的な滞在の間

(ii)　1(a)の規定に基づく一時的な滞在の間に日本国の看護師としての資格が与えられなかった後の期間

(b)　次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を与えられたベトナムの自然人については、日本国における一時的な滞在の間に日本国にある公私の機関との間の雇用契約に基づいて日本国の介護福祉士として業務に従事するため、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(i)　1(b)又は1(c)の規定に基づく一時的な滞在の間